

daily コラム

2009年4月27日(月)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

あまり知られていない 子育て応援手当

多子家庭の経済的負担、少し緩和

年度末、年度初めに向け、テレビ等の報道で、さかんに定額給付金支給の話題を取り上げていましたが、定額給付金とともに始まった「子育て応援特別手当」を知っている方は意外と少ないのかも知れません。多子家庭の子育てを応援する目的で実施されますが、対象が幼児のいる家庭だけなので知名度はいま一つです。

対象となる子どものいる世帯とは

この手当の支給対象となるのは、平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの第2子以降の子供のいる世帯です。ですから、17年4月2日生まれ以降の乳児は対象になりませんし、又、18歳以下(今春高校卒業)までを、子供と扱いますので、19歳の子が上にいて、その下に対象幼児期の子がいても、第2子とは扱われません。子供が2人以上いても乳児だったり、生年月日により人数の数が違うので該当するとは限りません。一方で、外国人の方でも外国人登録原票に登録されている支給対象年齢の子のいる世帯は支給されます。

手当の給付額、手続きは

支給額は1人当たり、3万6千円です。申請書が送付されてきたら、市区町村が定める支給開始日から6ヶ月以内に申請をしないと受け取ることができません。該当する世帯は忘れずに申請しましょう。

政府は今年度の追加経済対策で、就学前3年間の子供を対象に「子供と家族応援手当」を1人当たり3万6千円支給することを発表しています。この手当なら対象年齢の子が1人っ子でも支給されることとなりますね。

6ヶ月以内に申請しないと、辞退したと見なされてしまいます。
注意しましょう。

